

明治初期初等教育機関における言語教育計画

—愛知県および岐阜県の義校を事例として—

田畑 きよみ

要旨

愛知県及び岐阜県の義校における英語教授計画に関して、公的史料のみの演繹的推測ではなく、学校現場の史料としての学校所蔵文書等をも判断材料とし、またこれまで検討されてこなかった史料をも加えて実証的検討を行うのが本稿の狙いである。まず、挙母郷学校、稲橋義校、高山煥章学校について新たに見つかった史料を調査し、それらを検討した結果、英語計画実施の可能性が高いことが判明した。中津川興風義校では、学校開設計画の当初は英語教育も視野にいれていたという結論に達した。愛知県では英語教育計画内容が初習者向けであることから、アルファベット練習や英単語暗誦を英語教育という認識ではなく言語教育の一環として捉えていたのではないかという提示を行った。また、実際に英語学習を行ったことについて記述されている学校も判明した。史料調査の過程で得られた学制開始当時の初等教育機関の学習実態の断片も報告した。

キーワード： 明治初期初等教育機関、愛知県の義校、岐阜県の義校、英語教育

1. はじめに

本稿では、「学制期に上等小学で外国語の一二を教えた学校はないというのがこれまでの通説」（松村，1992，p.66）とされる明治初期の英語教育を、諸条件が整わない状況下で、現在の愛知県及び岐阜県地域における小学校の前身校であった義校において、どのように計画し、どのような英語教育を目指したかを検討することが目的である。

愛知県における義校とは、当時の名古屋県において明治4（1871）年9月に義校設置を奨励して出された布告に「社ヲ結び義校ヲ建シ」（御触留，愛知県公文書館蔵）とあるように地域の篤志家による社が運営する学校である。額田県でも多数の郷学校が設置されており、明治5（1872）年11月の旧愛知県との合併後に、「郷学校」を「義校」と名称変更した（愛知県教育委員会，1973，p.123）。一方、岐阜県での義校は「人民結社以テ其費用ヲ辯シ或ハ豪民ヲ開論シテコレニ若干金ヲ納付セシメ…」（文部省，1875，p.45）と記述された、人民結社の費用と豪民による寄付で運営する学校である。

後述する「額田縣小學課業表」（古橋懐古館蔵）は「京都小學課業表」（国立公文書館

蔵)を模範としている。後者に関連して、2008年の調査で、『学校必用英語一百言』(1873年刊、加納陰太郎著)(九州大学附属図書館蔵及び神田外語大学附属図書館蔵)は京都番組小学校での使用を目的に刊行された教科書であると判断できたため、それが「京都小學課業表」の「英独語学一百言」に相当することを示し、その特徴を述べた(田畑, 2009, p.5)。「愛知縣義校學課表」(愛知縣教育会, 1922, pp.8-9)の「エビシ」という項目については、大垣市立小野小学校所蔵の史料「贊襄義校課業表」を例として挙げ、その他の地域の課業表も引用して、「現在の英語科目に相当すると思われる教科は暗誦あるいは習字に含まれる」ことを指摘した(田畑, 2009, p.6)。この「英語が暗誦あるいは習字に含まれる」ことに着目して本稿では言語教育の一環としての英語教育を考えてみたい。「エビシ」に相当する記述は合計12校の史料や文献に見られるが、そのうち9校が愛知県と岐阜県に所在するため両県を本稿の対象とした。英語教育は、文部省からもあるいは教育の運用を一任されていた府県からも強制されておらず、その実現も困難であった。実現が困難な英語教育を敢えて計画する必要はなかった状況下で、小学校という基本事項を教える学校において、数多くない教育内容に英語も含めていた意図を探りたいと考える。この意図を考えることは小学校英語の本質を知る端緒になると考える。

愛知県や岐阜県での教育史研究に関しては、仲(1960, 1961, 1962)や岐阜県教育委員会(1998)、中津川興風義校については高橋(2012)の詳しい研究があり益するところが大きかった。だが、本稿の研究対象は射程に含まれておらず英語教育についての言及は殆どないため、本稿では先行研究で扱われていない史料を中心に検討する。

岐阜県、三重県においては、地域の中心となる学校に英語教授形跡が見られたことを指摘したが(田畑, 2009, p.5, 2010, p.65)、中心校であっても英語教育を計画していない学校があり、府県が英語をも含む学課表を定めても、その地域の全ての学校が英語教育を実施できた訳ではない。府県によって示された教育計画のみならず個々の学校のつながりによる影響も大きい。例えば、大阪府は「京都小學課業表」を行政が採用したが、学校単位で大阪府の課業表を模範とした地域もある。開設時は私立で後に公立になった兵庫県下の伊丹小学校は大阪府の課業表を模範とした。兵庫県課業表は「京都小學課業表」を模範としながら英語教育は削除しているが、同校は大阪府課業表を模範として英語教育も計画していた。このように学校や学校運営の中心となる人物のつながりも教育計画に反映される。そこで、愛知県稲橋義校を例にそのつながりも検討する。

竹中(1998)は小学校英語教育史研究に関して、資料が体系的に保存や収集がされていないために、ある時代に限定しても資料を広く求めてその時期の動向を探ることが困難であることを指摘し、そしてそのような場合、事例研究の蓄積によって全体像を把握するというアプローチを提案している(p.1)。本稿ではそのアプローチにそっていくつかの事例を取り上げる。小学校で保存されている資料は皆無であることが多いが、少ないながら得られた関連資料に基づき、意図した英語教育計画を探りたいと考える。

まず、調査した史料や文献から読み取れた学制開始当時の初等教育機関の学習実態の断片を述べ、得られた英語教育に関する記述や史料を紹介する。次に、藩校での洋学実績の有無と各々の藩校継承校に関する調査結果及び挙母藩に関する英語教育実施について述べ、稲橋義校での英語教育計画を取り上げて、稲橋義校の設立運営に尽力した古橋家と繋がり強い岐阜県高山の煥章学校と中津川興風義校について田畑(2012b)で言及しなかった史料について考察する。最後に言語教育の一環としての英語教育を検討する。

2. 学校関連史料、学校沿革史、回顧録などの調査結果

「明治前期の教育内容についてははっきりしない点が多い」(新城地方教育事務協議会, 1974, p.80)と言われるように、史料として残されていることが少ない。学校所蔵の史料は永年保存の規定のあるもの以外は廃棄される傾向にある。また、明治期は火事による史料焼失も多く、愛知県では史料が現存していない原因として明治24(1891)年に発生したマグニチュード8.0の濃尾地震による被害が挙げられることが多い。そこで、本研究は一次史料に基づく研究を基本としているが、学校文書が残されていないという現状があるため、出版当時に学校所蔵史料を基に編集された学校記念誌の記述や、その時点までは所蔵があり、写真等で掲載されている史料も参考として検討したい。

2.1 「額田縣小學課業表」と「愛知縣義校學課表」

本論稿と関連のある主な愛知県資料をまとめたものが表2である。この中の「額田縣小學課業表」には暗誦科目に「英独語學五百言」「英独語學三百言」「英独語學一百言」が含まれており、暗誦という科目のなかで英単語を学習しようと計画したことが窺える。

第二次名古屋県の後に成立した愛知県における教育計画を示すものに「愛知縣義校學課表」があり、「習字」第四等欄に「エビシ」という記載がある。この「エビシ」は、『洋学楷梯』(『英学楷梯』ともいう)(1871年刊, 松岡啓著)での「エビシ二十六字音譯」や『横文字早学問 一遍』(1872年刊, 吉田著)においてのアルファベット表タイトル

「^{アベキ}亜彼泄二十六文字」に相当すると思われる。また、『六大洲国尽』(1871年刊, 橋爪貫一著)の自序に、『エビシ』ノ順序ヲ追テ」という記述があり、「エビシ」はアルファベットを指していると判断できる。このことから、愛知県義校においては習字科目の中でアルファベットの書き方練習を計画したということが考えられる(田畑, 2010, p.13)。

2.2 舉母學校學校沿革誌の調査結果

明治初期の課業表には現代の基準では授業科目と思えないような項目も見られる。例えば「愛知縣義校學課表」(徳川林政史研究所蔵)に記載された第五等の「暗誦 五十韻」「習字 平仮名いろは」「習字 数名」などである。明治初期の小学校教育において

は、現代の状況と大きく異なる点も多く、授業レベルもその1つであり、現在の枠組から判断してしまうと誤った判断をしてしまうおそれがある。

學校沿革誌（豊田市立挙母小学校蔵）には小学授業法が詳しく記述されている。これは当時の具体的な授業内容を知る貴重な史料である。この「明治十年三月某日」に記述された授業法を紹介し、当時の授業レベルを知る一助としたい。

読書課 五十音

一先ツ圖ヲ掛ケントスル處ノ一字ヲ斥シ正シク發音シ第一番生徒ニ讀マシメ而シテ
順次三四名ニ及フトキ同音ヲ挿ミ更ニ一名ヲ斥シテ讀マシメ而シテ順次三四名ニ
及フトキ同音ヲ挿ムコト前ニ同シ…

上記のような明治初期における実情を理解すれば、英単語暗記は教育と言えるだろうかという疑問は生じないと思われる。花井，三上（2005）は「時代性を濃厚に含んで評価することが至当であろう」（p.220）という見解を述べているが、同書が指すものに限らず広範囲に適合する見解であると考えられる。

2.3 回顧録の調査結果

前述したように、明治前期の教育内容についての詳細はわかっていないが、回顧録などからその断片を垣間見ることができる。下條小学校は義校の継承校であるが、その小学校に赴任した本田清七は当時の様子を「教科は學制に定められて有るも、未だ之を實施するの運びに至りませんで…恰も舊時の寺子屋の如く、各自机、文庫を持参して…其の教科書を申せば、三字經、孝經稍々進みて四書を用ひました」（本田，1922，p.111）と述べている。学制期には未だ教科書は貴重であり、入手も困難であったため、学制で定められた教科書で教育できた学校は少なく、江戸時代に使われていた教科書を使用していた学校も多くあったが、上記の回顧録はその一例である。

寺子屋と小学校の過渡期に明倫堂で教育を受けた三宅長策は、三宅（1992）において以下のように進歩の早い生徒の様子を描写している。

先生は…座し其前に卓を置いて生徒の來るのを待つて居られると、孝經を学ぶ生徒はそれを教える先生の前に出で…。習字にせよ讀書にせよ個人教授であるから天才はめきめき進歩する、例へば孝經一冊の素を習ふに二月も三月もかゝる人もあるが、本を擁えて先生の近所に居れば他の生徒の習ふ所は自分も習ふことができるから、努力次第で三日もたてば大概一冊は了ってしまう。論語でも孟子でも同じ筆法で造作なく卒業する。（p.102）

学制期の学校について述べた伝記には寺子屋式であったと記述されたものが多い。そして飛び級でどんどん進級する例も見られる。その飛び級の理由の1つがこの回顧録から明らかになったと思われる。

2.4 学校沿革史などの調査結果

学校記念誌などの調査によって英語教育関連の記述がいくつか見られた。そこで、学校所蔵の資料調査をしたが、いずれも現存史料の確認はできなかった。

まず、乗本小学校（現在の新城市立鳳来中部小学校）の鳳来町立乗本小学校（1969）には「明治五年郷学校設立願」「明治六年小学校建設願」など多くの写真とともに、「学校創設期に使われたという英語教科書」の写真も見られる（p.2）。この英語教科書は『挿譯英吉利會話篇 二編』（1872年刊、島一憲訳）である。これは、英文を挟んで上にその読みが片仮名で書かれ、下に直訳が書かれたものである。本多述校長¹による英語教育について、八名郡役所（1926）も「乗本村の菅沼耕兵衛が田原藩主〔ママ〕本多述を聘して…乗本校などは英書をも教へた」（p.950）と記述している。本多述については「田原藩士なり…大學南校に入り英語を學び…乗本郷學校の教員となり…」（p.1593）とある。仲（1961）は「本多述」を含む史料を取り上げているが、英語教育については言及していない。乗本小学校のあった地域は江戸時代末期には天領であり、額田県と名古屋県に分かれていた時期には額田県に所属していた。

西尾市立矢田小学校の記念誌編集委員会（1990）には明治七年度欄に財産目録の写真があり新規買入書籍の最初に『英語箋二冊』と記述されている（p.98）。『英語箋』（1857年刊、井上修理校正、村上英俊閱）については、田畑（2012a）において他の書籍と分類項目の比較をした（p.98）が、同名の書籍があり、上記は英語の綴り、その片仮名書きの読み、日本語訳という形式の『英語箋』（1861年刊、石橋政方著）と思われる。矢田小学校は郷校→義校→小学校と継承された学校で義校当時の史料や複数の卒業証書の写真も掲載されているが、教育内容は詳述されていない。同校も額田県に所属していた。

碧南市立大浜小学校は同校所蔵の「学校沿革史」に「明治四年二月²本村に新民序…創設シ…」と記述された新民序の継承校である。改称前は大浜郷学校³と称しその前身校は、大浜陣屋内に設立された日新館であった（石川、1929、pp.110-111）。新民序の学科は「読書講義算術習字」で、生徒を8等級に分けて素読生、解読質問生、輪講生とし、教科書は三字経等を使用しており（文部省編、1890、p.338）、寺子屋よりは上のレベルの教育を行っていた。同校所蔵と文献に引用されている「額田縣小學課業表」（愛知県教育委員会、1973、p.98、仲、1961、p.155、1962、p.471）は現存が確認できなかった。

知多郡・一色郷学校が明治5（1872）年9月の「建設願」に続いて11月に「書籍寄付願」（徳川林政史研究所蔵）を提出しているが、その中に『英語箋』が含まれている。このことにより、同校が学校創立時に英語教授を計画していたことは明らかである。当

時は額田県に所属していたこの一色郷学校は調査の結果、現在の美浜町立野間小学校であることが判明し、現小学校や当時の校舎の調査をしたが資料は保存されていなかった。

史料保存の影響の可能性はあるが、元額田県に所属していた地域に英語教育の計画や実施が見られるようである。教えるには「愛知県義校学課表」の「習字」第四等欄にある「エビシ」の方が容易であると思われるが本稿の調査では関連資料が存在しなかった。

3. 藩校からの継承校

次に、異なった面からの検討として、藩校での洋学実績の有無とそれぞれの藩校の継承校を調べ、洋学実績があった場合それが継承校へ引き継がれたかどうかを調査した。それをまとめたものが表3である。表からわかるように洋学実績のあった藩は名古屋藩と豊橋藩の2藩であった。藩校からの継承小学校については、豊橋藩以外の名古屋藩、犬山藩、西尾藩、岡崎藩、舉母藩、田原藩、刈谷藩の7藩が判明した。洋学実績のあった名古屋藩藩校の継承校では英語教育に関する史料は発見できず、豊橋藩藩校の継承小学校は途中で廃校となり現存していない。しかし、洋学実績の無かった舉母藩藩校の継承校である舉母郷学校で英語を学習したことを記述する文献があった（後述）。洋学教授法などの知的財産が引き継がれ、継承校である小学校での英語教育へと発展することはなかったが、学校運営に積極的な人々によって継続された旧舉母藩の郷学校で新たに英語教育が始まっていた。

なお、本稿では藩校での洋学教授についてはその実績の継承を見ることが目的であるため、語学教育に的を絞った翻訳書による洋学教授は除外し、西尾藩や挙母藩に見られる遊学による洋学も対象に含めなかった。対象時期についても継承校への影響を見るために、学制頒布頃までとした。また藩校の所在地域に関して、各地域での継承校としての小学校を調査対象とするため、江戸藩邸での学校は対象から除いた。

3.1 挙母郷学校での英語教育

明治4（1871）年7月の廃藩置県後に挙母藩が挙母県となったが、同年11月15日に額田県に合併され廃止となった。この時期に挙母郷学校では英語科専門教師・金澤勝三郎とその後任の松下國光が、随意科目である英学を教授していた（渡邊，1925，pp.89-90）。随意科目の学制頒布以後の法令における定義は、随意科目であれば、英語学習を選択する児童のみが学習するというものであり、この随意科目に関しても同様の解釈ができると思われる。金澤勝三郎については「右之者今般相雇英学相関候間熱心ノ向出講勝手次第事 辛未十月 舉母縣廳」という辞令（国立公文書館蔵）が残されている。「英學執心ノ生徒」として26名の名前が挙げられており、木村鍾次郎、岡崎恒太郎二人の生徒は『パーレー』ノ万国史【ママ】を修了した（渡邊，1925，pp.89-90）。在校生213名⁴の年齢は6歳から20歳までと幅が広く、英語学習者がどの年齢層に属するかは特定できないが、同

書の著者である渡邊善次は「當時十三歳」であったと述べている。これはおそらく数え年と推定されるため満年齢「12歳」であったと思われる。同氏は同年齢の学友数人の名前も挙げている。著者である渡邊善次は舉母學校同窓會の幹事も務めており『舉母學校同窓會雜誌』⁵⁾にも郷学校に関する詳しい記事を寄稿している。従って、渡邊(1925)における記述は具体的であり、事実に基づくものであると判断できる。

中等以上の教育機関でよく見られる『パーレー万国史』(Goodrich, Samuel G. (1881) *Peter Parley's Universal history*. Tokyo: Maruya.) を使用しての英語学習内容を見ると、この郷学校では初等教育にしては高度な英語レベルを目指していたと推測できる。同校は「開校僅か一ヶ月で廃校になった」(豊田市教育委員会, 1963, p.19) とされる。そのため、「この学校の存続は短期間であるため、英語学習者の到達レベルを考慮すると、これより以前に存在した学校を継続した可能性」(田畑, 2010, p.16) が考えられ、挙母小学校沿革史(挙母小学校蔵)や複数の史料、文献を基に調査した。その結果、実際は閉校後も「五年五月村民協議シテ郷校再興ヲ謀リ額田縣ノ許可ヲ得舊崇化館ヲ以テ郷校ト改ム即チ今ノ第一學區舉母學校ト稱スルモノ是ナリ⁶⁾」(愛知県史料, 国立公文書館蔵) と記述されていたことが判明した。また、この崇化館へ「明治二年三月…四民ノ就学ヲ促ス」(同上) とともに記述されていた。従って、僅か一ヶ月とされた郷校の存続期間の後に郷校として認識されていた期間があったことになる。

さらには、豊田中央図書館には『改正増補英和對譯袖珍辞書』(1867年刊, 堀達之助著) が所蔵されており、「舉母文庫」「舉母郷校」「愛知縣西加茂郡舉母第一尋常小學校」という蔵書印が押されている。尋常小學校での使用は不明だが、郷校では『パーレー万国史』を学習したという英語学習の記述があるので、使用が明らかである。

挙母小学校の前身である藩校崇化館では、洋学教授の実績はなかったが、小學校となる前の郷学校において英語教育を取り入れた。そこで採用された教材のレベルが高かったのは元藩校という学校のレベルに合わせたためと考えられる。

4. 愛知県稲橋義校における英語教育計画

愛知県の明治初期教育関連の史料には幾種類かの学課表が現存しているが、本章ではそれらの中から稲橋義校(現在の豊田市立稲武小学校)の学課表である「稲橋擬庠幼學課表」(古橋懷古館蔵)と「明月清風校学科表」(同上)を取り上げ、同校の継承校である豊田市立稲武小学校の学校文書の調査結果を報告する。この稲橋義校(明月清風校・稲橋郷学校・古橋義校などの別称がある)が存在した地域は江戸時代には所属が度々変わったが明治維新前は天領だった地域である。その後、所属は三河裁判所、三河縣、重原藩、額田県と変わり、学制頒布時には額田県に所属していた。前述したように額田県が制定した「額田縣小學課業表」(同上)には暗誦科目に「英独語学五百言、英独語学三百言、英独語学一百言」という記載があり「稲橋擬庠幼學課表」にも同じく「英独語学

五百言，英独語学三百言，英独語学五百言〔マ〕と記載されている。そのため、「稲橋擬庠幼學課表」は「額田縣小學課業表⁸」に準拠したものと言える。

この稲橋擬庠幼学校の教授方針を示した「稲橋義校便覧表」（同上）には基本としての「皇洋漢ノ三学」が明記されている。また「稲橋擬庠幼學課表」には「句讀，暗誦，習字，算術」の他に「農学物産」という課目が設けられており，合計 16 の書籍を記載しているため，農学に重点を置いていることが見てとれる。この「農学物産」は学課名としては珍しいものである。このことは，明治初期の教育制度では各府県のみならず各学校においても独自の方針で，それぞれに適した学課が採用されていたことを示す例である。また地域の篤志家として，同校設立に尽力し，教育基金が整うまで経費を賄っていた古橋暉兒（吉永，1983，p.229）の教育方針が反映されていると考えられる。古橋暉兒が三河県に出仕していた時の経験から（古橋，1994，p.70）「教育と勸業は古橋父子畢生の事業」（同，p.95）とみなしていたからである。

明治 10（1877）年作成の古橋家蔵書目録の中に『英米通語』（1864 年刊，著者不明）と『英学入門』（1869 年刊，修文館著）が存在する。また，当時の小学校で教科書として採用されることが多かった『窮理図解』（1873 年刊，福澤諭吉著）も所蔵されていた。『英米通語』は英語が綴りではなく片仮名で表記され，それぞれの意味が付けられたものである。明治維新前後にはこのような形式の書物が存在し，後述する中津川の市岡家にも同書が所蔵されている。同様な例として明治初期に多くの小学校で採用された『繪入智慧の環 初編下 詞の巻』（1870 年刊，古川正雄著）には英語の綴りは無いが，帽子の絵に対する振り仮名が「けっふ」「はつと」と書かれている。古橋家蔵書を学校蔵書と同一視することはできないが，学校経費を古橋家が負担するなど古橋家の学校への貢献度は高く，学区取締から提出された「古橋学校」と学校名を変更する願いが許可されたほど（芳賀，1971，p.127），両者は密接な関係にあった。平田門国学者であった古橋氏の蔵書のほとんどが国書であるなかで『英学入門』などは異色であり，同書は内容的にもその書物から知識を得るといったタイプの書物ではなく，アルファベットや綴り字の法則を紹介した英語入門書である。当時，『英学入門』は他の郷学校，公立小学校学課表にも教科書名として記載されていたことを考慮すると，小学校で使用した教科書の可能性があると推測した。古橋家の蔵書・日記の分析により古橋暉兒の思想・精神史の解明を続けている古橋家調査グループの分析結果もこの傍証となると思われる。調査グループは「〔古橋家の〕図書収集はマニアとしての道楽がなしたのではなく，村政指導者の任を果たすためのもの」と捉えており，国学と農学に力点が置かれているカリキュラムは古橋家蔵書と照応するところが大きい（芳賀，1993，p.154⁹）と見ている。このように蔵書と義校との関わりは深いため，学校での教授目的で英書が収集された可能性は高い。

但し，稲橋義校便覧表において「先ツ，皇学ヨリ入ラシム」と皇学に優先順位をつけているのは，稲橋義校設立の中心人物である古橋家の古橋暉兒や教師である佐藤清臣が

平田門下の国学者である以上、当然の事であると思われる。なお、平田門下国学者のつながりや平田国学の影響については稿を改めたい。当時は模範としてのカリキュラムが示されていても、必ずしもそれに縛られる必要はなかったため、独自の教授方針を採った学校も多く、稲橋義校が農学重視であるのもそのためである。従って、模範カリキュラムに含まれているからという理由だけで英語教育を計画したとは考えにくい。

稲橋義校から名称変更した明月清風校の学科表に6級の教科書として「英国単語篇」の記載がある。この明月清風校は明治6(1873)年11月に「小学校建設願」(稲武小学校蔵)が出されており、学科表は教授内容として「建設願」に添付されていた。形式は「額田県小学校教則等級表」(山綱町蔵)と同じだが、独自の「英国単語篇」が見られる。

田畑(2010)では、「英国単語篇」の記載は、明月清風校が教科書を選定し、『英国単語篇』使用の英学教授へと内容を具体化させたことを示す(p.14)と述べたが、豊田市立稲武小学校の学校文書の調査により、明月清風校が英語関連の書籍を所蔵していたことがわかった。但し、書籍は『英国単語篇』ではなく、『英吉利単語篇』2冊と『スペルリーング』1冊であった。これは年報表(稲武小学校蔵)の中の3ヶ所にある書籍リストに含まれており、1箇所は2つの明治6(1873)年出納表に挟まれた部分に記述されている。開校後早い時期に購入されたか、あるいは寄贈されたとわかる。書籍については、この他に『英佛會話篇直譯』(1876年刊、佐藤啓行譯)の版木とそれで印刷した文献¹⁰(古橋懐古館)が現存する。

明月清風校は義校時代には京都番組小学校を模範とした「額田縣小學課業表」に準拠していたが、具体的には額田県の等級表には含まれない『英国単語篇』による英語教授を計画し、実際には『英吉利単語篇』や『スペルリーング』を学校に所蔵していたことがわかった。

4.1 岐阜県煥章学校における英語教育計画

前章の「明月清風校学科表」に記載された『英国単語篇』(1873年刊、奥村春斎編)は、明治6(1873)年8月12日に筑摩県令宛に戸長から「英国単語篇出版願」(高山市郷土館蔵)が提出されており、岐阜県高山町において学区取締の奥村春斎によって出版されたものである。同書を教授書目(岐阜県歴史資料館蔵)に含む煥章学校については、上記史料以外にも複数の史料が残されている。なお、高山市(1953, p.60)に記載されている教科書リストは煥章学校(現在の高山市立東小学校)のものではなく、文部省が示した「教則発布による教科書名(明治5年)」である。そのため、煥章学校で実際に所蔵されていた図書や「官ヨリ拝借」した図書の目録(国文学研究資料館蔵)とは教科書名が異なっており、英語教科書も含まれていない。この学校に実際に所蔵されていた図書目録には『農業往来』(1870年刊、著者不明)などと共に『英語習字本 三冊』という記述が見られる。これは当時の初等教育内容としてよく目にする「五十韻」や「算用

数字」の練習と同レベルの英語教育として「アルファベット練習」などが行われていた可能性が高いことを示唆するものである。煥章学校に関する史料は仲（1960）や岐阜県教育委員会（1998）にも詳しく紹介されている。しかし、いずれも国文学研究資料館所蔵の「図書目録」に言及したものはない。上述した「英国単語篇出版願」「小学校設立見込書書類」「教授書目」や「英学教員中川八郎」の存在、あるいは煥章学校開校式の記録（国文学研究資料館蔵）に中川八郎が英原書で地学講義を行っていることが記述されていることなどから煥章学校で英語教育の計画があったことは明らかである。開校式に関して、小学校で英語を教えないのに開校式で英語の講義を行うということは考えられない。開校式は学校でどのような授業を実施するかを地域住民に知らせる良い機会であり、そのために模範授業を行うこともあったからである。

煥章学校での英語教育計画内容は「アルファベット練習・英単語暗誦・綴字・文典」など当時の英語学習領域全てをカバーしていたが（田畑，2012b，p.94），『英語習字本 三冊』が学校に所蔵されていたことは英語教育計画のうち「アルファベット練習」が実施された可能性とそのレベルが小学児童向けであったことを示すものである。

4.2 岐阜県中津川興風義校における英語教育計画

中津川は愛知県稲橋の古橋家が岐阜県高山から移住した際、愛知県稲橋に移る前に住んだ地域であり（芳賀，1987，p.3），愛知県稲橋の古橋家と中津川の市岡家は交流があった。幕末動乱期には古橋源六郎は市岡殷政から情報を得て天下の情勢に通じており（古橋，1994，p.68）市岡家文書（市岡文彦氏蔵）には古橋源六郎からの書簡が残されている。この市岡家は興風義校設立に協力した地域有力者の1人であり、興風義校は当初「時習館」という名称で市岡家控家に設立されたことが同校の「小學義校設立調書」（市岡文彦氏蔵）に記述されている。このように市岡家文書の中に中津川興風義校関連の史料が残されていた。中津川興風義校の継承校である中津川市立南小学校の学校文書には明治初期の貴重な学校関係史料が所蔵されているため調査したが、英語教育の計画が見られなかったため、これまで同校を論文に引用したことは無かった。しかし、本稿執筆にあたり再調査した結果、市岡家文書の中に「美濃國恵那郡中津川村小学義校教則等級表」（同上）と言う表題の史料があり、その中には二等二級に『英学楷梯』、同一級には『英語撰』という記述が見られることが判明した。これは「小學義校設立調書」に付随するものであり『飛良賀奈英米通語』（1864年刊、著者不明）（同上）の所蔵も確認できた。「美濃國恵那郡中津川村小学義校教則等級表」は、岐阜県下の学校史料について詳述している岐阜県教育委員会（2003）にも高橋（2012）にも取り上げられていない。仲（1962）には「小學義校設立調書」、「美濃國恵那郡中津川村小学義校教則等級表」とも紹介されておらず「別に教則表をつくっている事実は見られない」と述べられている（p.388）。

中津川興風義校を詳しく研究している高橋（2012）は、同校の開業願書 5 通を検討し、「小學義校設立調書」が「少なくとも、5 通の開業願書の中で、最も中津川の人々自身の学校構想に近」と述べている（p.64）。また、同史料が一番古いものである（同上）と判断しており、5 通の開業願書に記述された訂正箇所を追ってみると同じ結論に達する¹¹。岐阜県教育委員会（2003）に『『小学義校設立調書』（市岡家文書）によれば、時習館の位置は中津川村二番地所の市岡政香別舎であった」（p.124）と記述があるが、これは「小學義校設立調書」では「控家」と記述され、最終稿と判断された開業願書で「別舎」と訂正されている。

草案の 1 つには「国学教授並試補 支那學教授並試補 洋學教授 試補 右三學共其人ヲ具備スル能ハス之ヲ闕ク 試補當分闕之…」と記述されている。三學共に教授や試補がないことを述べており、記述全文からは、洋学などの教科の有無ではなくランクに分けられた職種毎の教師の有無を述べているものであることがわかる。これに関して仲（1962）も「国学教授、支那学教授、洋学教授其人ヲ得サルニ付之ヲ闕ク」（p.388）と引用し、教師小林廉作のランクの変更について述べている。高橋（2012）は草稿において「教員履歴」欄のみが複数回書きかえられていた点を指摘している（p.68）。5 通の開業願書のうちの 1 通は雛型に相当するものであり、そこには具体的な学習履歴の例が示されていた。それらの学習履歴を持つ教師がない場合は助教も容認しているが、教授や試補に相応する教師には高いレベルの学習履歴が要求されていたことがわかる。上記の「右三學共其人ヲ具備スル能ハス之ヲ闕ク」という記述は高学歴を有する教師がないことを述べているのである。従って、この文言が洋学教師の全くいないことを指しているわけではなく、学校によっては教授や試補に相応する教師はいなくても助教ならいるということが有り得る。

現存する他府県の教師学習履歴調査結果においては「父から習字あるいは漢学を習った」だけの学習履歴も見られることを考慮すると岐阜県での教師学習履歴における例示は相当高いものであると思われる。当時は英語教師を確保することが困難であったこともあり、当初計画していた英語教育は実施されなかったと推測できる。

岐阜県教育史に関する先行研究の史料に基づいた判断では興風義校では「英語教育計画もなく英語教師もいなかった」と判断していたが、「美濃國恵那郡中津川村小学義校教則等級表」が存在したことにより「英語教育計画はあったが英語教師がいなかった」ことが判明した。

5. 言語教育の一環としての英語教育

「国語科という科目名が使用されるのは明治 33（1900）年から（井上，1975，p.479），小学校令改正時より後のことである。すなわち、現在の教科分類では国語科と思われる『読書』に様々な教科が含まれ、読書を通して知識を与え、暗誦を教育手段としていた

のである」と述べた（田畑，2012a，p.94）。

従って、特に初等教育の初心者レベルでは「英語教育」という認識はなく「平仮名」や「片仮名」を練習するのと同じように「アルファベット」を練習し、あるいは日本語の単語を暗誦するのと同様に英単語を暗誦する言語教育を計画したのだと思われる。

「アルファベット練習」に限って検討してみると次のことが考えられる。1 つには、エビシに相当する項目と同レベルの項目は「美濃郡名」（賛襄義校課業表）や「名字尽」（表佐村就進義校學科表，垂井町立表佐小学校蔵）であり「五十韻」がその上や下のレベルにある（岐阜町小學義校，国立公文書館蔵及び笠松村育英南北義校學科表，岐阜大学教育学部郷土博物館蔵）ことは「アルファベット練習」が教育の初級基本事項と同等の扱いを受けていたことを示している。

また、教育はその時代の情勢や政府の政策などを反映している。明治 3（1870）年の平民の苗字使用許可を受けて「名字尽」の類の書籍が発行され、学課表の項目にも含まれている。明治 7（1874）年に広島師範学校長久保田譲が下等小学第 6 級からローマ字を教えることを建議した（国語調査委員会，1904，p.3）頃にはローマ字一覧表を含む書籍が多数出版されていたことが筆者の書籍調査の結果からわかる。それより以前の慶応 2（1866）年に前島密が『國字國文改良ノ議』で漢字廃止を、明治 2（1869）年には南部義壽が『修国語論』でローマ字採用を、明治 6（1873）年には西周が「洋字ヲ以テ國語ヲ書スルノ論」でローマ字採用を主張し、同年には森有礼の「英語ヲ以テ日本語ニ換フル意見」に対してエール大学教授ホイットニーが反対意見の書簡を送っている（同上，pp.1-3）。前島の主張である、国家発展の基礎は教育にあること、国民教育の普及のためには学習上困難な漢字・漢文を廃止すること（増田，2013，p.316）は南部，西，森の主張にも共通する考えであると思われる。さらに、前島が口談と筆記を一致させること（同上）を主張しているように、明治初期には言文一致は未だ実施されず、標準語も未確立で²、全国民により進んだ教育を施すためにはこれらは障害となっていたと思われる。「明治の開化期には、何を国字とするかについて、真剣に検討され、外国語教育と漢文教育のはざままで揺れ動いていた」（同上，p.315）。そこで考えられる 2 つ目は、国字を決定できずにいた国字国語問題からの影響のため、基礎知識としてアルファベットも学習項目に採用したのではないかという可能性である。上記の「外国語教育と漢文教育のはざままで揺れ動いていた」ことを示すように、小学校学課表にも英語とともに「孝経」「十八史略」「論孟」などの漢文が含まれていた。これは一面、明治の世になっても一朝一夕に人々の意識や価値観は変わるものでないことを示している。内田（1925）にも、明治初年の頃に関して「漢学が其頃の知識標準であつた」（p.18）と述べられている。

6. まとめ

本稿では、小学校の前身校である義校あるいは郷学校における英語教育の計画や実施

について検討した。その結果、1.現在の新城市立鳳来中部小学校の前身校である乗本小学校で英語を教えていたという記述が複数見つかり担当の教師の英語力は高かったことが判明した。2.文献や史料の調査により舉母郷学校での英語教育が確信できた。3.現在の豊田市立稲武小学校の前身校である稲橋義校及び現在の高山市立東小学校の前身校である煥章学校における英語教育計画は確実であり実施の可能性も高いことが判明した。4.中津川市立南小学校の前身校中津川興風義校における複数の開業願書の草稿及び「美濃國恵那郡中津川村小学義校教則等級表」の検討により、学校開業にあたり県からの教師レベルの要求が高かったことと計画当初は英語教育も計画していたが出来なかったということが判明した。

また、授業内容に関して 1.明治 33 (1900) 年までは国語科という分化はされていなかった。そのため、初等教育においては初級英語学習が言語教育の一環として捉えられていた可能性があることを提示した。2.矢田小学校の明治七年度財産目録や一色郷学校の明治 5 (1872) 年「書籍寄付願」に見られる『英語箋』及び、稲橋義校やその継承校の授業計画における『英国単語篇』や蔵書目録に記された『英吉利単語篇』はいずれも英単語集である。英単語レベルの学習内容は京都番組小学校の課業表を模範とした学校に見られる共通項であり、上記 3 校は地域の特徴から元武士階級ではなく京都番組小学校同様に庶民対象の学校であることがわかる。従って、英語教育を計画した学校のうち庶民対象の学校の多くでは英単語レベルの学習内容を目指したと考えられる。

「明治初期の教育制度は、未だ統一されておらず、いわば『多様性』がこの時代の特徴であり、この『多様性』の 1 つとして、各々の教育目的に沿って英語教授計画を持っていた学校があり、英語教授内容に関しても一様ではなかったと言える」(田畑, 2012b, p.96)。また、「アルファベット練習や英単語暗誦の簡単なレベルから輪講まで…いずれの英語内容も、それぞれの学習者の目的に適った実用性を有していたと言える。また、各教科を専門教師が担当したため高度なレベルの英語教育も可能であったのである。これらの点が後の時代の小学校英語教育とは大きく異なる点と考える」(田畑, 2012a, p.100)と調査結果について述べたが、本稿の調査においても同様な結果が得られた。

明治初期においては英語の知識を有している者自体が非常に少なく英語教師を確保することが困難であった。そのことは中津川興風学校が当初の英語教育計画を断念したことからもわかる。それでも岐阜県のその厳しい条件を満たした複数の英語教師が確認できている (田畑, 2012b, p.88)。

現代の小学校英語教育に視点を移してみると、明治初期の小学校教育において教科担任制であった制度が全教科を担当の教師が教える制度に移行し、現在に至っており、「外国語活動」をも含む全科目を教える小学校教師は英語の知識を有している。しかしながら英語の知識があることと英語を教えられることは同一視できないと考える。厳しい状況下で小学校英語教育に成功している例も少なからずあるが、担任教師が英語を教える

ことが負担となっている例もある¹³。そのような場合には、明治初期にそうであったように英語専任の教師¹⁴に英語教育を委ねるというのも一案ではないかと考える。

明治初期の教育制度について仲（1962）は「全国画一的に実施されたかの如くしばしば言われている「学制」は、事実においては決して各地方一様ではなかったのである。地方の実態が異なると同様に、それに照応してかなり大きな差異を示していたことに注目すべきであろう」（p.512）と述べており、「額田県史」（愛知県史料，国立公文書館蔵）にも「各學校用フル所ノ教則皆一定ナラス¹⁵今其一ヲ左ニ記ス」と記述がある。「明治後期と比較するならば，全国府県ごとになお多様な状態におかれていた… 本県の教育においても，学制・教育令期には他府県と異なる独自のものがあり，そこに多くの特色が認められるのである」（愛知県教育委員会，1973，p.116）と述べられている通りであり，今後もひとつひとつ異なる事例を積み重ねて全体像の解明に努めたいと考える。

註

- ¹ 明治14年6月15日の太政官達第52号以前には校長の名称は使用されていない。だが，学校史などで明治14年以前の校長職に当たる先生を指して校長という名称が使用されることがある。
- ² 片桐（1994）は，明治2年2月20日（p.75）としているが，正しくは明治4年である。
- ³ 大濱郷學校便覽表が碧南市教育委員会に現存しており，それによると同校設立時の生徒年齢は15歳以上2人，15歳以下239人であった。
- ⁴ 片桐（1994）では，生徒総数は223名だが（p.76），213名と思われる。
- ⁵ 挙母學校同窓会（1890-1910）『挙母學校同窓会雜誌』第1号-30号，挙母學校同窓会
- ⁶ 挙母學校同窓会（1899）にも同様の記述がある（第10号，pp.43-44）。
- ⁷ 豊田市教育委員会（1963）が「明治二年十一月十三日挙母郷學校を…」（p.13）と記述しているのは「四民ノ就学ヲ促ス」という規則から同校を「郷學校」であると解釈していると思われる。
- ⁸ 「稲橋擬庠幼學課表」が「額田縣小學課業表」に沿ったとみられるので「額田縣小學課業表」は「稲橋擬庠幼學課表」が制定された明治5年8月15日以前に制定されたと思われる。
- ⁹ なお，同書には「明治五年八月に，古橋暉兎と義真は佐藤清臣と共に明月清風校を創設している。このカリキュラムをみると」と記述されている。しかし，ここでの明月清風校は稲橋義校を指しており，国学と農学に力点が置かれているカリキュラムは「稲橋擬庠幼學課表」であると思われるため，これは「稲橋擬庠幼學課表」のことであると判断できる。
- ¹⁰ この書物の使用に関する明確な記載は現存しない。だが，当時は，書物の版木を買い取り，出版地と異なる地域で印刷することも珍しくなかった。
- ¹¹ ただ，最終稿にも訂正箇所がある点と「小學義校設立調書」で「廿六歳」と記述された教師小林廉作の年齢がそれより後の開業願書で「二十四歳六月」と若くなっている点には疑問が残る。
- ¹² 上田（1897）は標準語として教育ある東京人の話す東京語を提案している（pp.62-63）。

- ¹³ 全国の小学校の所蔵史料を調査した際に得た情報や横浜市内の小学校でイギリス人小学校教員と共に英語授業を担当した経験からの判断である。
- ¹⁴ 音楽専任の教員がいる小学校もあるのだから英語専任教師の制度も可能であると思われる。
- ¹⁵ 内容の異なる「額田縣小學課業表」が存在するのはその為と考えられる。後年の「愛知縣義校學課表」も数種類の異なるものが現存する。さらに後の明治9（1876）年9月時点でも「管内各小學校諸規則並ニ授業方法等従来區々」であったことが報告されており（愛知県史料，国立公文書館蔵）学期の後期まで授業方法や教科書は統一されておらず自由だったことがわかる。

引用文献

- 愛知県教育委員会（1973）『愛知県教育史第3巻』愛知県教育委員会
- 愛知縣教育会（1922）『愛知縣教育五十年史要』愛知縣教育会
- 浅井厚視（2009）「寺子屋師匠の教育力」『愛知県総合教育センター研究紀要』99, 1-16
- 石川松衛（1929）『大濱町誌』大濱町
- 井上敏夫[ほか]編（1975）『近代国語教育論大系.2（明治期2）』光村図書出版
- 上田万年（1897）『國語のため』富山房
- 内田魯庵（1925）『猿の舌』春秋社
- 片桐芳雄（1994）「郷学（義校）の教育 愛知県を中心に」『学校教育研究所年報』38, 71-81
- 記念誌編集委員会（1990）『矢田小学校百年』矢田小学校開校百周年記念事業実行委員会
- 岐阜県教育委員会（1998）『岐阜県教育史 史料編 近代 1』岐阜県教育委員会
- 岐阜県教育委員会（2003）『岐阜県教育史 通史編 近代 1』岐阜県教育委員会
- 国語調査委員会（1904）『国字国語改良論說年表』国語調査委員会
- 挙母学校同窓会（1890-1910）『挙母学校同窓会雑誌』第1号-30号，挙母学校同窓会
- 新城地方教育事務協議会（1974）『新城地方教育百年史』新城地方教育事務協議会
- 高橋裕子（2012）「中津川興風学校の学校構想」『愛知教育大学研究報告. 人文・社会科学編』61, 63-72
- 高山市（1953）『高山市史 下』高山市
- 竹中龍範（1998）「明治後期における公立小学校の英語教育—明石高等小学校の場合」『英学史研究』31, 1-11
- 田畑きよみ（2009）「明治初期における小学校英語教育の研究：教科書分析・地方教育史の観点から」日本英語教育史学会第221回月例研究会口頭発表資料（2009年6月）
- 田畑きよみ（2010）『明治初期の公立小学校における英語教育の研究—地方教育史・教科書調査の結果から—』（修士論文）東京大学大学院総合文化研究科（未刊行）
- 田畑きよみ（2012a）「明治初期の初等公立教育機関における英語教育の研究—地方教育史・教科書調査の結果から—」『言語情報科学』10, 91-107

- 田畑きよみ (2012b) 「明治初期 (明治元年～10 年) の公立小学校における英語教育についての一考察：岐阜県高山煥章学校と他校との比較を通して」『日本英語教育史研究』27, 81-99
- 豊田市教育委員会 (1963) 『豊田市の歴史と文化』豊田市教育委員会
- 仲新 他 (1960) 「東海地方における近代学校の発達 (第 1 報告) —岐阜県を中心として—」『名古屋大學教育學部紀要』6, 1-91
- 仲新 (1961) 「東海地方における近代学校の発達—愛知県を中心として」『名古屋大学教育学部紀要』8, 1-178
- 仲新 (1962) 『明治初期の教育政策と地方への定着』講談社
- 芳賀登 (1971) 『明治維新の精神構造』雄山閣
- 芳賀登 (1987) 「飛騨と豪農—古橋家と『飛高実録風聞小鳥囀』」『飛騨史学』8, 2-29
- 芳賀登 (1993) 『豪農古橋暉兒の生涯：維新の精神』雄山閣
- 花井信, 三上和夫 (2005) 『学校と学区の地域教育史』川島書店
- 古橋茂人 (1994) 『古橋家の歴史』古橋会
- 鳳来町立乗本小学校 (1969) 『風雪九十七年 [明治 5 年 5 月～昭和 44 年 3 月]』鳳来町立乗本小学校
- 本田清七 (1922) 「學制頒布當時及び其後の教育」『愛知教育』419, 111-112
- 増田周子 (2013) 「明治期日本と〈国語〉概念の確立」鈴木貞美, 劉建輝 編『東アジアにおける知的交流』国際日本文化研究センター, 315-326
- 松村幹男 (1992) 「明治初期 (明治 1—9 年)における英語教授・学習史」『広島大学教育学部紀要』41, 61-68
- 三宅長策 (1922) 「明治初年の明倫堂の教育」『愛知教育』419, 102-103
- 文部省 (1875) 『日本帝国文部省年報 第 1』文部省
- 文部省編 (1890) 『日本教育史資料 参』文部省
- 八名郡役所 (1926) 『八名郡誌』八名郡役所
- 吉永昭 (1983) 『愛知県の教育史』思文閣
- 渡邊善次 (1925) 『三河拳母七州城沿革小史』岡田活版印刷

表 1 愛知県地域の変遷

幕藩期	尾張藩
明治 4 年 8 月 29 日	名古屋県に改称
明治 4 年 11 月 15 日	旧三河国と尾張国知多郡が統合し額田県成立
明治 4 年 11 月 22 日	犬山県を合併して新名古屋県成立
明治 5 年 4 月 2 日	名古屋県を愛知県と改称
明治 5 年 11 月 27 日	額田県と愛知県が合併して現在の愛知県成立

表2 愛知県史料等に記載された本稿関連事項の例

年月日 (明治)	件名	内容	出典/所蔵
4年10月5日 開校	挙母県の郷学校で 英語教授	英語科専門教師・金澤勝三郎、松 下國光 (後任) 英学は随意科目	『三河挙母七州城沿 革小史』 pp.89-90
5年8月15日 以前	額田縣小學課業表	暗誦科目に「英独語學五百言」「英 独語學三百言」「英独語學一百言」	(所蔵) 古橋懷古館
5年8月15日	稲橋擬座幼學課表	暗誦科目に「英独語學五百言」「英 独語學三百言」「英独語學五百言」	(所蔵) 古橋懷古館
5年11月13 日	書籍寄附願 (一色郷 學校)	書籍リストの中に『英語箋上下』	(所蔵) 徳川林政史研 究所
6年11月	明月清風校學科表	6級の教科書として「英國単語 篇」の記載	(所蔵) 古橋懷古館
6年3月	愛知縣義校學課表 ※	「習字」第四等欄に「エビシ」の 記載	『愛知縣教育五十年 史要』 pp.8-9

※他に2種類ある。1) 愛知縣義校學課表 (徳川林政史研究所蔵) には暗誦第一等～第三等に「語學適宜」と記載。2) 『寺子屋師匠の教育力』 p.14 の「愛知縣義校學課表」には「エビシ」も「語學適宜」もない。

表3 藩校での洋学教授の有無及び藩校継承小学校の調査結果

藩名	藩校名	継続校種	後身の小学校
名古屋	明倫堂 (有)	高等学校 小学校	名古屋市立明倫小学校 (無) 瀬戸市立水野小学校 (無) (明倫堂分校興讓館の継承校)
犬山	敬道館 (無)	小学校	犬山市立犬山北小学校 (無)
豊橋	時習館 (有)		
西尾	修道館 (無)	小学校	西尾市立西尾小学校 (無)
刈谷	文礼館 (無)	小学校	刈谷市立亀城小学校 (無)
岡崎	允文館 (無)	小学校	岡崎市立梅園小学校 (無) 岡崎市立連尺小学校 (支校) (無)
挙母	崇化館 (無)	小学校	豊田市立挙母小学校 (有)
田原	成章館 (無)	高等学校 小学校	田原市立田原中部小学校 (無)

※藩校名後ろの () は洋学教授の有無。小学校名後ろの () は英語関連資料の有無。

